

宮崎県水源地域保全条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成26年 6 月 26 日

宮崎県規則第38号

宮崎県水源地域保全条例の一部の施行期日を定める規則

宮崎県水源地域保全条例（平成26年宮崎県条例第 4 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成26年 8 月 20 日とする。